

その他

計画の策定体制等

計画の策定体制等

(1) 計画策定委員会の設置

第8期計画の策定にあたっては、「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会」を設置し、学識経験者、保健・医療・福祉の各分野の関係団体、議会、市町村、住民の各代表者から幅広い意見を聴き、計画に反映させました。

(2) 県民意見の反映

令和元（2019）年度において、県民およそ1万8千人を対象に「高齢者の生活・介護等に関する県民調査」を実施し、県民の生活・介護、介護事業所の運営、介護事業者の就業、医師・民生委員の協力などの実態を広範かつ綿密に調査しました。第8期計画は、この調査により浮かび上がった奈良県の高齢者の置かれている現状や課題、県民ニーズを踏まえ策定するものです。

(3) パブリックコメントの実施

第8期計画は、県の施策に関する基本的な計画決定及び重要な変更にあたることから、「奈良県パブリックコメント手続要綱（令和2（2020）年4月1日施行）」に基づき、広く県民の意見を募集し、計画に反映させました。

(4) 庁内関係部局との連携

本計画が高齢者に対する総合的な健康長寿対策、生活支援対策となるよう、医療政策局や県土マネジメント部などの関係部局と連携して計画の策定を行いました。

【参考】

○奈良県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和二十八年三月三十一日

奈良県条例第四号

奈良県附属機関に関する条例をここに公布する。

奈良県附属機関に関する条例

第一条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項及び第二百二条の三第一項の規定により、県が設置する附属機関は、別表のとおりとする。

第二条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、県が設置する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

別表（第一条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項
知事	奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会	奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画に関する重要事項についての審議に関する事務

○奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第四十号

改正 平成三〇年三月三〇日規則第三三号

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則をここに公布する。

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 保健、医療又は福祉の関係団体を代表する者
- 三 県議会の議員
- 四 県の区域内の地方公共団体を代表する者
- 五 住民を代表する者

(任期)

第三条 委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(専門委員)

第六条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、福祉医療部医療・介護保険局介護保険課において処理する。

(平三〇規則三三・一部改正)

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第三三号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会名簿

氏名		所属名・役職名等
委員長	今村 知明	公立大学法人 奈良県立医科大学教授
委員長代理	鉄村 信治	一般社団法人 奈良県医師会理事
委員	秋吉 美由紀	奈良県老人福祉施設協議会副会長
委員	東 武志	奈良県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長
委員	川田 しのぶ	一般社団法人 奈良県訪問看護ステーション協議会理事
委員	中村 貴信	公益社団法人 奈良県理学療法士協会理事
委員	松中 保	一般社団法人 奈良県歯科医師会副会長
委員	南 尚希	奈良県老人保健施設協議会会長
委員	大国 正博	奈良県議会厚生委員会委員長
委員	山村 幸穂	奈良県議会厚生委員会委員長
委員	上田 清	奈良県市長会代表（大和郡山市長）
委員	栗山 忠昭	奈良県町村会代表（川上村長）
委員	池本 昌弘	日本労働組合総連合会奈良県連合会副会長
委員	奥西 セツ	公募委員
委員	黒飛 文子	一般財団法人 奈良県老人クラブ連合会 副会長・女性部会部会長
委員	平井 正明	公募委員

<任期>R2. 4. 1～R3. 3. 31（大国委員：R2. 4. 1～R2. 8. 5）（山村委員：R2. 8. 6～R3. 3. 31）

（敬称略）

○高齢者の生活・介護等に関する県民調査の概要

1 調査の目的

- ①「奈良県高齢者福祉計画及び第8期奈良県介護保険事業支援計画」の策定
- ②高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けるための「地域包括ケアシステム」の構築・深化など、今後の高齢者福祉行政を展開する上での基礎データの収集

2 調査時期

令和元（2019）年10月9日～令和元（2019）年11月8日

3 調査地域

奈良県内全域（全市町村）

4 調査方法

アンケート調査票の郵送配布、郵送回収により実施

5 調査対象者及び回収状況

調査対象区分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
若年者（40～64歳）	2,100件	819件	39.0%
要介護認定を受けていない 65歳以上の高齢者	1,800件	1,017件 ※1,176件	56.5% ※65.3%
要介護認定者とその家族	1,004件	521件	51.9%
介護保険施設入所者	1,200件	479件	39.9%
サービス事業所	2,604件	1,125件	43.2%
介護サービス従事者	5,529件	1,948件	35.2%
ケアマネジャー	744件	388件	52.2%
医師	977件	490件	50.2%
民生委員	800件	656件	82.0%
市町村・地域包括支援センター	105件	105件	100.0%
認定調査員	801件	591件	73.8%
合計	17,664件	8,139件	46.1%

※の件数は、要支援・要介護認定を受けている高齢者を含んだ数。

当該調査における「要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者」の有効回収数及び有効回収率には、要支援・要介護認定を受けている高齢者を除外した件数（上段）を用いた。

6 調査内容

＜若年者、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者、要介護認定者とその家族、介護保険施設入所者＞

心身の状況、健康づくり・健康管理・介護予防の状況、日常生活の状況、日常の楽しみや生きがい、地域とのかかわり、安全・安心に関する不安等、介護保険や介護の意向等 など

＜サービス事業所、介護サービス従事者、ケアマネジャー＞

経営や事業所運営の状況、現在の仕事の状況、職場環境の状況、サービスの質の確保の取組、医療ニーズへの対応、関係機関との連携状況、地域包括ケアの推進体制 など

＜医師、民生児童委員、市町村・地域包括支援センター、認定調査員＞

在宅医療の実施状況、地域包括ケアの推進体制、高齢者への支援の実施状況、認定調査業務の状況 など